

遺産相続と相続税と生命保険

お客様と相続の話題になる機会が多く、世間での強い関心を感じる今日この頃。相続は奥が深く、紙面の都合上、全てをお伝えすることは難しいですが、この場をお借りして一部お話しさせていただきながら、お問合せの多い生命保険と税についてもご説明させていただきます。



■法定相続人

遺産を継承する権利を持つ親族を「法定相続人」として民法で定めています。配偶者は常に相続人となり、その他の血族の方は表のとおりとなります。

第1順位	子（代襲相続人を含む）
第2順位	直系尊属
第3順位	兄弟姉妹（代襲相続人を含む）

相続開始時に、異なる順位の相続人が生存する場合に最優先順位の相続人のみが相続となります。その他、詳細は割愛しますが、遺産分割の目安となる「法定相続分」や、相続人が最低限度受け取れる相続の割合である「遺留分」があります。

■相続税の基礎控除額

相続税は、亡くなった方の財産を個人が取得した場合に、その取得した財産に課せられる税ですが、どのくらいの遺産があると相続税がかかるのでしょうか。遺産総額が下記の基礎控除額を超えた場合に、超えた金額（課税遺産総額）が相続税の支払対象となります。また、基礎控除の他、「配偶者の税額軽減制度」などの特例も存在します。

$$\text{基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

■生命保険の死亡保険金と税

契約者、被保険者、受取人の関係により、右表のとおりとなります。

生命保険の死亡保険金には相続税の非課税枠があります。現金や預貯金はすべて相続税の課税対象となる一方、生命保険は上手に活用することで、相続税を軽減することができます。

契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金受取人	税の種類
夫	夫	妻や子など (相続人)	相続税 (非課税枠あり)
夫	夫	孫など (相続人以外)	相続税 (非課税枠なし)
夫	妻	夫	所得税・住民税 (一時所得・雑所得)
夫	妻	子	贈与税

$$\text{(非課税限度額} = 500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数)}$$

また、死亡保険金は、受取人固有の財産として、原則、遺産分割協議の対象外となり、のこしたい方へ確実に残すことができる仕組みとなっています。*

最近はお支払いをいただいた保険料で資産運用を行いながら万が一の場合に備えられる商品が、「保険金やご自身の資産を増やすことができる」と大変好評です。

※相続人の間で著しい不公平感がある場合は、受取人固有の財産とみなされない可能性があります。

引用：東京海上日動あんしん生命『押さえておきたい！相続対策』



お客様にとって、地域 No.1 代理店を目指して

株式会社 保険デザイナー旭川

〒070-8004

北海道旭川市神楽4条6丁目1-15

TEL : 0166-74-7081

FAX : 0166-74-7082

E-mail : info@hoken-designer.jp

URL : https://www.hoken-designer.jp